

総務委員会会議記録（第2号）

令和7年 3月 7日

福島県議会

1 日時

令和7年 3月 7日（金曜）

午前 10時58分 開議

午後 1時57分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	古 市 三 久	委員	水 野 さちこ
委員	三 村 博 隆	委員	江 花 圭 司
委員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

昨日の本会議で新たに付託された議案の審査を本日の日程に追加し、手元に配付の審査日程（変更案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより総務部の審査に入る。

直ちに整理予算関係議案の審査に入る。

なお、一般的事項に対する質問は当初予算関係議案に対する質疑の後に行うので、了承願う。

本委員会に付託された知事提出議案第113号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」(整理予算関係)説明)

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

総2ページの財政調整基金繰入金と繰越金について、詳細を説明願う。

財政課長

令和5年度の実質収支76億円程度のうち予算に未計上であった分に対して繰越金8億6,100万円程度を充当し、さらに不足する分を財政調整基金から充当したものである。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

次に、当初予算関係議案に対する審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち、本委員会所管分ほか14件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」(当初予算関係)説明)

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、入札監理課長の説明を求める。

入札監理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、税務課長の説明を求める。

税務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、職員研修課長の説明を求める。

職員研修課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、人事課長の説明を求める。

人事課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、財産管理課長の説明を求める。

財産管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、市町村行政課長の説明を求める。

市町村行政課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

総56ページの扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を3,000円増額する改正であるが、廃止と増額により予算額はどの程度の増減になるのか。

人事課長

手元に詳細な数字を持ち合わせていないが、現状の試算によると子に係る扶養手当の増額分は配偶者に係る扶養手当廃止による減額分を上回るため、予算は増額で計上している。

古市三久委員

子に係る扶養手当の増額のほうが大きくなる状況は理解したが、対象人数や額についてどの程度増えるのか後ほど詳細を説明願う。

次に、単身赴任手当は今まで支給されていなかったのか。また、対象者数と予算額を聞く。

人事課長

これまでは新規採用職員に対し単身赴任手当を支給していなかった。新規採用職員のうち単身赴任手当の該当者がどの程度いるのかはこれから確認するため、手元に具体的な数字はない。

古市三久委員

新規採用職員で該当者はそれほど多くないと思うが、概数も把握していないのか。

人事課長

該当者はそれほど多くないと想定しているが、人数をしっかりと精査していく。

古市三久委員

なぜ新規採用職員に単身赴任手当を支給することになったのか。

人事課長

県の人事委員会勧告に基づき改正する。これまでは採用後の異動時に職員が単身赴任を選択した場合に手当を支給していたが、県外在住の新規採用職員の配属先が県内の場合などは手当の対象とするよう見直した。

古市三久委員

議案第16号について具体的に説明願う。

税務課長

3月24日からマイナンバーカードを運転免許証として利用できる、いわゆるマイナ免許証の制度が始まり、自動車税減免手続においてもこれまで運転免許証で行っていた運転者の確認書類にマイナ免許証が加わる。しかし、マイナ免許証には運転免許証の情報は登録されているが印字されていないため、窓口で住所と氏名をマイナンバーカードで確認後に申請者のスマホなどでマイナンバーカードに登録されている運転免許関係の情報を確認するものである。

古市三久委員

特定免許情報とは何か。

税務課長

現行の運転免許証に記載されている運転できる車両の種類や有効期限などである。

高宮光敏委員長

議案に対する質疑の途中であるが、ここで暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時57分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

この際、先ほどの答弁に関し人事課長から発言を求められているのでこれを許す。

人事課長

古市委員の扶養手当についての質問に対し答弁する。

知事部局において、現時点で扶養手当を受給している配偶者数は約1,000人、扶養手当を受給している子は約3,200人である。1人当たり、配偶者手当月額が6,500円減額、子の扶養手当月額が3,000円増額となり総額で約3,700万円の増額を見込んでいる。

高宮光敏委員長

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は発言願う。

三村博隆委員

総 7 ページ、財産管理費の公舎整備費で約 2 億 2,400 万円が計上されているが、前年度の当初予算と比較して約 1 億円増額する要因を聞く。

施設管理課長

老朽化した公舎の解体工事分である。

三村博隆委員

どの公舎を解体するのか。現在居住している職員もいると思うが、解体の理由とその後の対応についても併せて説明願う。

施設管理課長

福島市内の鳥谷野公舎であり、既に入居を停止している。老朽化が著しいため、今年度設計し、令和 7 年度に解体工事を行うこととしている。

三村博隆委員

総 8 ページの職員研修費について、総額で約 9,000 万円増額しているが、特に研修管理費の増額理由を聞く。

職員研修課長

ふくしま自治研修センターを来年度以降に改修する計画であるため、改修のための設計委託、工事費として約 6,600 万円を見込んでいるほか、同センターの管理委託に関する人件費等の上昇による増額である。

三村博隆委員

改修内容について説明願う。

職員研修課長

火災発生時に備えた排煙装置の設計委託と工事、照明の LED 化や電気・機械設備の改修に係る設計委託を予定している。

宮川えみ子委員

部長の説明では、一般会計予算の総額は前年度と比較し 437 億円増となったとのことだが、増額のうち物価上昇分は幾らか。

財政課長

物価上昇分として資材単価、労務単価の増分を見込んで増額しているが、明確に事業ごとに幾らであるかは把握していない。

宮川えみ子委員

総5ページの戦略的情報発信事業費については風評対策との説明であったが、新年度に実施する新事業の内容と風評対策に対する考え方を聞く。

広報課長

県風評・風化対策強化戦略の情報発信を推進するために4つの戦略的プロジェクトを設けている。

1点目は各部局、市町村事業者等と連携協働する「オールふくしま連携強化プロジェクト」、2点目は全国の主要都市等で知事が講演等を行う「トップメッセージ発信プロジェクト」、3点目は多様な媒体と手法による「メディアミックスふくしま発信プロジェクト」、4点目は唯一無二のクリエイティブによる情報発信を目指す「ふくしま発クリエイティブ創出プロジェクト」を実施予定である。

令和7年度は第2期復興・創生期間の最終年度となることから、これまでの取組を総括するとともに、ここ数年風化の加速が懸念されているため、これまで関係を構築してきた企業等を訪問するなど、今後も本県との関係を継続してもらえよう取り組んでいく。また、知事による本県の今と魅力の情報発信「トップメッセージ発信プロジェクト」は非常に効果的であることから、県外の主要都市において注力していく。

宮川えみ子委員

総12ページ、市町村行財政費の被災市町村に対する人的支援事業について、各市町村からの人的支援に関する要望に対して県の対応は十分か。

市町村行政課長

令和7年3月1日現在、被災市町村からの要望人数550人に対して508人を確保しており充足率は約92%である。

宮川えみ子委員

来年度は充足率100%になるのか、達成するためにどのような取組を行っているのかを併せて聞く。

市町村行政課長

充足率100%を目指しているが、能登半島地震をはじめとする全国的な災害対応



の増加により他自治体からの派遣職員について充足が困難な状況であるため、今年度並みの充足率となるよう取り組んでいく。

宮川えみ子委員

つまり努力はするが、結果として90%程度になるであろうとの考えか。

市町村行政課長

委員指摘のとおりである。

宮川えみ子委員

被災市町村に対する人的支援について努力願う。

次に、総26ページ、地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務についてのメリット及び今後の増減予定などについて、基本的な考え方を聞く。

財政課長

共同発行の市場公募債については、資金調達の安定化、多様化を図るため平成21年度から参加し毎年発行している。メリットは、各地方自治体が共同して発行するため発行ロットが大型化され流動性が向上すること、連帯債務方式での発行により市場での信用性が高まること、事務負担の軽減が図られることなどである。

次に、今後の方針については、共同債は年度ごとに必要な調達額によって増減するため、状況を踏まえて発行していく考えである。

古市三久委員

総4ページ、市町村事務移譲交付金は本県独自の事務移譲か。移譲した事務の詳細を併せて説明願う。

行政経営課長

権限移譲交付金は、本来県が行うべき事務を市町村の意向に応じて移譲し地方分権を推進しようとするものであり、移譲する事務の処理件数に応じた経費を市町村に交付している。うつくしま権限移譲交付金は本県独自のものであるが、総務省所管の法令に基づき交付するものであり、他都道府県においても同様の制度はある。

次に、移譲した具体的な事務については、ツキノワグマなどの有害鳥獣の捕獲や農地転用に係る許可などである。県が行っていた事務を市町村の意向に応じて移譲することにより速やかな対応が期待できる。

古市三久委員

総15ページ、私立学校振興助成費の私立高等学校等就学支援事業における対象生

徒数を聞く。

私学・法人課長

私立高等学校が低中所得世帯を対象に授業料や入学料を減免した場合に国の高等学校等就学支援金に上乗せして県独自で支援を行うものであり、対象生徒数は延べ1,050人程度を想定している。

古市三久委員

増加傾向か。

私学・法人課長

令和6年度は1,135人であり、5年度より若干減少している。

古市三久委員

子供の数が減少している要因もあることから傾向は理解した。

次に総28ページ、集中処理機関外部人材活用経費の仕組みを説明願う。

職員業務課長

庶務業務の一部、例えば手当の認定や旅費の一次審査、職員へのサポートなどの特定業務を平成24年度から委託しており、現在は（株）パソナに委託している。

古市三久委員

やはり（株）パソナが受託しているのか。承知した。

宮川えみ子委員

総50ページの議案第32号について、今回の改正により県営住宅の敷金徴収などの業務が追加されるとの説明であったが、追加する具体的な業務及び追加することによってどのように業務が簡素化されるのかを聞く。

入札監理課長

今回追加する役務業務は歳入歳出外現金に該当するものである。令和5年度の実績は2,300件程度であり、その主な内容は県営住宅の敷金、県営住宅駐車場の保証金、契約保証金、入札保証金などである。

今回の長期継続契約はキャッシュレス決済の導入に当たって委託契約を行うものであるが、納入者はコンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済等での24時間納入が可能となることから、収納率の向上や業務の効率化が図られる。

古市三久委員

総28ページに戻るが、委託会社からの派遣人数と県内で当該業務を受託できる企

業はないのか聞く。

職員業務課長

派遣人数は25～30名程度であり、繁忙期などの時期により委託先で人数を増減している。

次に、当該業務を受託可能な企業は複数あると思うが、一般競争入札を実施し今回も（株）パソナに決定している。

古市三久委員

派遣社員1人当たりの単価は幾らか。

職員業務課長

1人当たりの単価は把握していないが、予算を計上するに当たり、県の予算単価も踏まえて総括責任者や業務従事者の単価を積算し委託料を算出している。

古市三久委員

積算の内訳について説明願う。

職員業務課長

業務全体を管理する総括責任者1名を必ず配置し、そのほか旅費、認定、福利厚生など業務ごとの責任者、常時業務従事者、繁忙期の短期雇用業務従事者に係る費用を積算している。

古市三久委員

内訳の詳細を説明願う。

職員業務課長

現在106業務を委託しており、各業務にかかる時間数を詳細に算定した上で必要人数を積算している。

古市三久委員

例えば責任者は1時間1,500円、それ以外の方は1,000円など、単価は教えられないのか。

職員業務課長

単価については、総括管理責任者は年間約620万円、管理責任者は年間約570万円、副管理責任者は年間約470万円、業務従事者は年間約410万円、繁忙期の短期業務従事者は年間約300万円で積算している。

古市三久委員

繁忙期の雇用人数はどのように積算しているのか。

職員業務課長

委託業務のため、県では各業務を期限内に完了させるために必要な人数を積算するが、繁忙期に増員が必要かどうかは委託先が都度判断する。

古市三久委員

県では繁忙期の増員分について積算していないのか。厳密には繁忙期に雇用する人数、時給から算出した額を積み上げた金額での契約が正しいと思うため、算定方法を検討願う。

次に、管理経費は幾らか。

職員業務課長

管理経費は全体の10%である。

古市三久委員

今回は、約3億6,000万円の10%である3,000万円程度が管理経費に当たるとの理解でよいか。

職員業務課長

申し訳ないが、数字の詳細については改めて説明したい。

古市三久委員

繁忙期に必要な人員等についても積算するなど、適切な積算方法について検討願う。

猪俣明伸委員

総12ページの税務事務改善費約3億7,000万円について、昨年度予算と比較し約1億円増額となっている要因を聞く。

税務システム課長

自動車の登録ナンバーが枯渇するおそれに備え、平仮名部分の前の番号にアルファベットを追加するための税務システム改修費約7,000万円、そのほか国税に関するデータがマイナンバー利用による提供方法に変更されることに伴うシステム改修費約2,000万円の増額である。

猪俣明伸委員

総129ページの福島県旅費条例の一部を改正する条例について、「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を適用する点について具体的

に説明願う。

人事課長

本年4月から改正旅費法（国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号））が施行され日当の廃止や旅費の実費化が始まる。本県の外国旅行に関する規定はこの改正旅費法に準じていることから、法律改正を適用せずに現行を維持するための改正である。

猪俣明伸委員

内容を理解した。外国旅費以外の今後の対応はどうなるのか。

人事課長

国や他県の旅費制度等を調査しながら本県の特性に合った旅費制度について研究しているところであり、必要に応じて改正を検討する。

猪俣明伸委員。

総134ページの不動産の処分について、経緯等を説明願う。

財産管理課長

当該不動産は従前より会津坂下町から譲渡希望があった土地である。町との協議が整ったことから譲渡する旨の議案を上程した。

猪俣明伸委員。

県の売払い後は町が自由に使えるのか。契約上の制限はあるのか。

財産管理課長

会津坂下町から提出された資料のとおり多目的広場や駐車場としての活用が基本であるが、今後、町が必要に応じて用途を変更する場合もある。

宮川えみ子委員

総56ページの職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、（2）職員の育児休業等に関する条例関係のうち「任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例について、所要の規定の整備を行うこと。」の部分について、任期付職員にも正規職員と同じ育児休業制度を適用するとの理解でよいか。

人事課長

改正内容は新旧対照表のとおり文言整理である。例えば、職員の育児休業等に関する条例第7条の3及び第8条を任期付短時間勤務職員に読み替え、第7条の3、第8条、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の2、第11条の3及び第18

条を定年前再任用短時間勤務職員に読み替える内容を新たに付け加えたものである。

宮川えみ子委員

もう少し詳細な説明を求める。

人事課長

改正条文の基となる条文の字句を整理したものであり、制度内容が変わるものではない。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結する。

次に、一般的事項に対する質問に入るが、この際、市町村行政課長より発言を求められているのでこれを許す。

市町村行政課長

(別紙「福島県総合計画の指標について」により説明)

高宮光敏委員長

ただいまの説明の内容も含めて、質問のある方は発言願う。

古市三久委員

本県の男性職員育児休業取得率の全国的な順位はどの程度か。

市町村行政課長

47都道府県中34位で50.8%である。なお、全国平均は59.6%である。

古市三久委員

全国で10番以内に入るような取組を期待する。

古市三久委員

部長から、歳出に対し多額の財源不足が見込まれるため徹底的な事務事業の見直しを行ったとの説明があったが、どのような見直しを行ったのか。

財政課長

委託契約の見直しや類似事業の整理統合など約190事業により約10億円の削減を図った。

古市三久委員

後ほど見直しの金額などを含めた詳細について資料を提出願う。

財政課長

予算編成及び各部局での事業構築の過程においての見直しであるため、事業ごとの資料は作成していない。

古市三久委員

事務事業の項目は分かるか。

財政課長

見直しを行った主な事業については把握している。

古市三久委員

後ほどよろしく願う。

次に、説明のあった委託契約の見直し内容について聞く。

財政課長

例えば、電気の契約をより安価なものに見直した。

古市三久委員

契約アンペア数を下げる見直しなどを行ったのか。

財政課長

そのとおりである。

古市三久委員

本県ならではの県づくりについて、どのような考えの下で施策を講じているのか。

財政課長

本県は東日本大震災と原発事故という複合災害を経験した特殊性がある。複合災害からの復興再生や人口減少対策なども含めた地方創生に取り組み、本県ならではの県づくりを目指していくとの考え方から予算編成を行っている。

古市三久委員

石破総理大臣は就任後から総合経済対策として地方創生や物価高騰、防災・減災対策などに取り組んでいるが、令和7年度物価高騰対策に関する国からの交付金などはどのようなものがあるのか。

財政課長

令和7年度の物価高騰対策に係る交付額は国から示されていないが、国が策定す

る地方財政計画において物価高騰分も反映させたと聞いている。

古市三久委員

物価高騰に対する国の対応は交付税措置ということか。

財政課長

交付金となるかどうかは国の予算状況によるが、令和7年度の物価高騰対策を含めた本県予算の財源は地方財政計画に盛り込まれている。

古市三久委員

地方創生交付金が約2,000億円増額されたと聞いているが、本県予算のどの事業に反映されているのか。

財政課長

地方創生交付金に係る国の予算は倍増しているが、交付額には各道府県の上限値が設定されている。本県はこれまで地方創生交付金を最大限活用してきたため、ほぼ同程度の額になると見込んでいる。

古市三久委員

地方創生交付金に係る国の予算は倍増しているが、本県への交付額は例年どおりであるとの理解でよいか。

財政課長

国の予算額と自治体からの要望額を比較すると当然国の予算額のほうが小さく、さらに採択要件が厳しくなっているとの話も聞いている。本県では当該交付金を最大限活用し採択の可能性が高い事業を中心に要望していることから、交付金の規模は前年度と同程度になると認識している。

古市三久委員

交付金の額は幾らか。

財政課長

十数億円程度である。

古市三久委員

国は防災・減災対策を強化するとしているが、具体的に本県に配分される予算はあるのか。

財政課長

本県では、国土強靱化施策等を対象とする国の起債制度を最大限有効に活用し、



防災・減災対策に充てている。

古市三久委員

本会議でも質問されたが、県のホームページは分かりづらい、更新時期が示されていないなどの声を聞く。分かりやすいホームページづくりを検討してほしいがどうか。

広報課長

指摘を踏まえ各部局に周知していく。

古市三久委員

周知にとどまらず、各部局に対する指導をよろしく願う。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

本委員会に付託された請願4件のうち、先日審査した意見書の提出を求める請願2件を除く2件を一括議題とする。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願44号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願44号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願45号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願45号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は3月18日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、総務部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

3月10日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、危機管理部の議案の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時57分 散会)